

# 令和5年度集団指導

～障害児通所支援事業者向け～

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

# 目次

## ○令和4年度 実地指導で実際にあった事例

- 運営規程及び重要事項説明書について
- 個別支援計画について
- 人員配置について
- 児童指導員等加配加算について
- 欠席時対応加算について

## ○令和5年度以降に義務化される項目

- 自動車運行時の所在確認、送迎用車両への安全装置（ブザー等）設置について
- 安全計画について

# 運営規程・重要事項説明書について

## 昨年度、実際にあった事例

- 運営規程又は重要事項説明書の記載内容に現状と異なる箇所がある
- 運営規程と重要事項説明書の内容に整合が取れていない
- 運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の重要事項を事業所に掲示等していない

# 運営規程・重要事項説明書について

## 運営規程

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務内容
- ・ 営業日、営業時間
- ・ 利用定員
- ・ サービスの内容、並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ サービスの利用にあたっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類など

※変更時には障害福祉課施設係へ届出が必要

事業所の現状と一致しているか

## 重要事項説明書

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情解決の体制
- ・ 第三者評価の実施状況 など

※事業所に掲示等が必要

# 個別支援計画について

## 昨年度、実際にあった事例

- 個別支援計画が作成されていない
- 個別支援計画に記載すべき項目が記載されていない
- 児童発達支援管理責任者による計画作成に係る業務が適切に行われていない

# 個別支援計画について

## ○個別支援計画には記載すべき項目を盛り込むこと

- ・ 保護者及び利用者の生活に対する意向
- ・ 利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期
- ・ 生活全般の質を向上させるための課題
- ・ サービスの具体的内容 等のほか、  
計画作成日、計画作成者（児童発達支援管理責任者）氏名、利用者の同意日、署名欄等を記載

## ○作成・説明・同意・交付が適切に行われているか

- 例：令和5年4月1日から開始となる計画の同意を得た日が翌月5月であった場合  
→令和5年4月分の計画が未作成とみなされます

## ○計画未作成の場合は個別支援計画未作成減算の対象

- ※計画未作成の場合、未作成の月から未作成が解消された月の前月までは減算対象



# 人員配置について

## 昨年度、実際にあった事例

- 従業者（児童指導員または保育士）の員数が、基準を満たしていない
- 利用者数に応じた従業者を配置していない

# 人員配置について

○適正な人員配置の例 ※放課後等デイサービス 定員：10人（対象：主に重心以外）

必要職種	必要員数	備考
管理者	1人	原則として管理業務に従事する者
児童発達支援管理責任者	常勤1人以上	1人以上は専任かつ常勤
児童指導員又は保育士（※）	2人以上 （1人以上は常勤）	<b>営業時間を通じて</b> 配置すること <b>※川口市の場合</b>

（※）令和5年4月1日以降は、障害福祉サービス経験者を基準人員として配置することはできませんので注意してください。



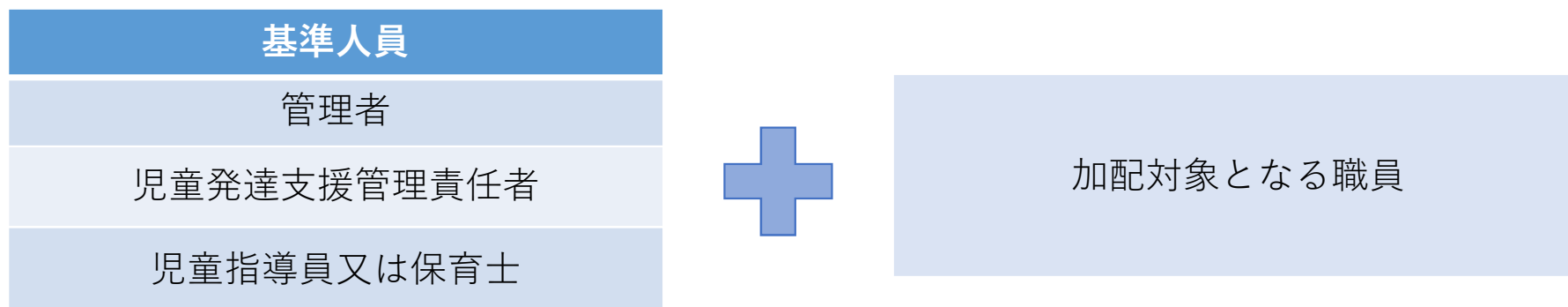
# 児童指導員等加配加算について

昨年度、実際にあった事例

- 児童指導員等加配加算を算定しているが、加算の要件を満たしていない

# 児童指導員等加配加算について

○基準人員に加えて、理学療法士等や児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置



※基準人員を満たしていない場合は算定できない

※常勤換算は月単位で行うため、月全体で加配となった勤務時間を合計し、常勤換算1を満たした場合に算定できる



# 児童指導員等加配加算について

※報酬単位は、放課後等デイサービス 定員：10人（対象：主に重心以外）の場合

報酬区分	対象となる職員の職種	報酬単位
理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理指導担当職員、視覚障害学科履修者	187単位
児童指導員等	児童指導員、強度行動障害支援者養成研修修了者、手話通訳士・手話通訳者	123単位
その他の従業者	上記以外の直接処遇職員	90単位

理学療法士 0.5人



児童指導員 0.5人



異なる職員で  
常勤換算1.0

報酬区分は、

**『児童指導員等』** で算定

# 欠席時対応加算について

## 昨年度、実際にあった事例

- 1度の連絡で、2回分の加算を算定している
- 相談援助等の記録内容が不十分である

# 欠席時対応加算について

## ○相談援助を行った回数で算定する（月4回まで）

例）「今日と明日休みます。」

→相談援助は1回しか行っていないので、1回分を算定

## ○急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定する

→前々日の考え方は、厚生労働省のQ & Aに2営業日前までの間に中止の連絡があった場合に算定可能とされていますので、事業所の休日は含めず営業日単位で数えることができます。



# 欠席時対応加算について

## ○相談援助を行った記録を残す

- ・ 欠席の連絡を受けただけで相談援助を行っていない
- ・ 記録していない



算定できない

利用者名	川口 太郎
連絡者	川口 花子
受付者	青木 春子
連絡日	R5.7.6
欠席日	R5.7.7
欠席理由	急な発熱のため
相談援助内容	発熱以外に症状はないとのこと。 必要に応じて病院受診をするよう 勧め、次回利用予定日について再 度案内を行った。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

## 令和5年度以降に義務化される項目

- 自動車運行時の所在確認、送迎用車両の安全装置（ブザー等）設置
- 安全計画について

# 自動車運行時の所在確認・安全装置について

令和5年4月1日から**義務化**（安全装置は経過措置期間あり）

## ① 児童の乗降時における点呼等による所在確認

→児童の通所送迎時、所外活動時等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により所在確認を行うこと

## ② 児童の送迎用の自動車への安全装置の装備

（座席が2列以下の自動車を使用する場合は対象外）

→送迎用の自動車に、ブザーその他、車内の児童等の見落としを防止するための装置を装備し、その装置を用いて降車時の所在確認を行うこと

※設置対象となる自動車や安全装置の詳細については、「[障害児通所支援事業所における送迎時の安全管理について](#)」（川口市障害福祉課HPに掲載）を参照

→**令和6年3月31日までの経過措置**

やむを得ず設置に時間がかかる場合は、車内の児童の見落としを防止するための代替的な措置を講じること。

※[こどものバス送迎・安全徹底マニュアル](#)（こども家庭庁HPに掲載）等を参照



# 安全計画について

令和6年4月1日から**義務化**（令和6年3月31日までは努力義務）

## ①安全計画の策定

- ・ 設備の安全点検の実施に関する事
- ・ 安全確保ができるために行う指導に関する事
- ・ 従業員への研修や訓練に関する事

など

②従業員への  
研修や訓練の  
実施

③事業所での  
取組み内容の  
公表

④計画の見直  
しや変更

※参考資料

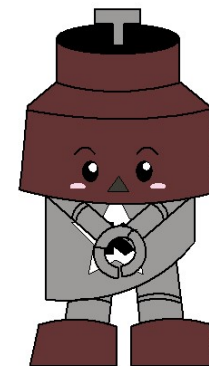
「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（こども家庭庁HPに掲載）



## 令和5年度実地指導について

令和5年12月～令和6年3月の期間を予定しております。

実施予定日の約2か月前に日程調整の連絡をさせていただきます。

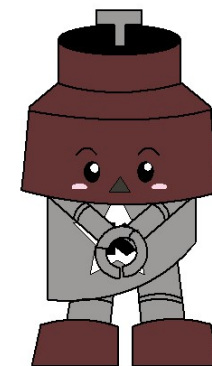


川口市のマスコット「きゅぼらん」

# ご視聴ありがとうございました

令和5年度集団指導 ～令和5年度以降の変更点について～

併せてご覧ください



川口市のマスコット「きゅぼらん」